公社収穫事業の概要

■分割伐採による収穫事業の実施

昭和40年から植林を開始した林業公社経営林は成熟し、今後順次収穫期を迎え、地域木材産業への原木供給のほか、バイオマス需要への供給も大きく期待されているところです。

一方で、大面積契約地を一斉皆伐することは、森林の持つ公益的機能の低下を招く恐れもあることから、島根県林業公社では、契約地を分割した小面積皆伐により、公益的機能の維持に配慮した収穫事業を実施していきます。

〔分割伐採のイメージ〕

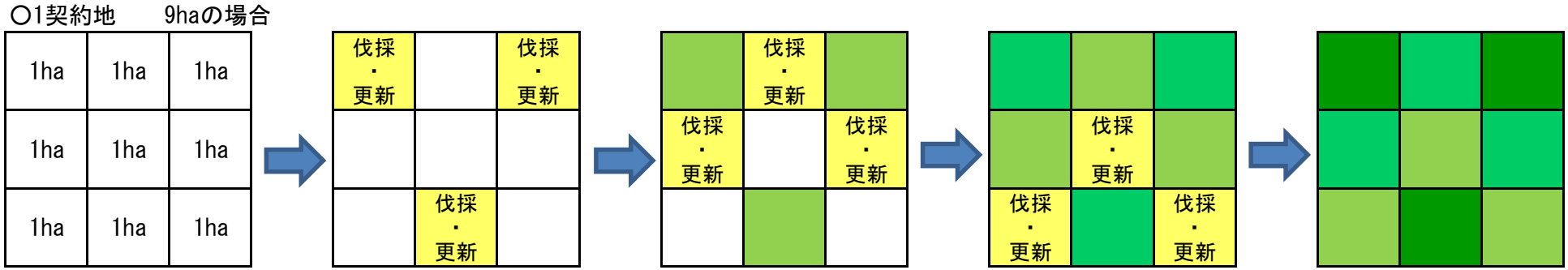

8ha以上かつ46年生以上のスギ・ヒノキ・マツの人工林が対象
1ha以下の区域に分割する

全体の1/3程度の区域をの伐採
植林・天然更新により確実に更新することが条件

最初の伐採から6年程度経過後、さらに1/3程度の区域を伐採

2回目の伐採から6年程度経過後、残りの1/3程度の区域を伐採

全体の区域が伐採・更新されて完了

■企画提案型コンペによる事業者選定

収穫事業の内容は立木伐採から素材売払いまでとし、各木材関係事業体の専門性を考慮し、立木の伐採から素材の山土場への集積までを行う「収穫伐採システム」と山土場に集積した素材を売払う「原木安定供給システム」に分けて実施します。

「収穫伐採システム」、「原木安定供給システム」のいずれも、事業地全体の特性を踏まえた企画提案型コンペにより事業体を選定することとし、選定した事業体とは、事業地全体の収穫事業が完了するまでの間の協定と分割伐採時期毎に収穫伐採請負契約及び収穫伐採木売買契約を締結し、事業実施していきます。